

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	15	府 省 庁 名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置の廃止	
見直し内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）」第5条第1項の規定に基づき組織される協議会の構成員であつて、同条第2項第2号に掲げる者のうち公益社団法人又は公益財団法人に限る。 なお、旧民法第34条に規定する法人で「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律」第106条による移行登記を行わない限りは、公益社団法人又は公益財団法人としてみなし、税制の特例を適用（平成25年12月1日まで）。</p> <p>・ 特例措置の内容 以下に掲げる文化財を取得する場合において、当該文化財に係る家屋又はその敷地について、不動産取得税の課税標準につき2分の1を控除する。 ①重要文化財 ②国宝 ③重要有形民俗文化財 ④史跡名勝天然記念物 ⑤特別史跡名勝天然記念物 ⑥登録有形文化財 ⑦登録有形民俗文化財 ⑧登録記念物 ⑨重要伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建造物</p> <p>・ 見直しの内容 本特例措置は平成21年度をもって廃止する。</p>	
関係条文	 地方税法附則 第11条第32項 文化財保護法 第27条第1項・第2項、第58条第1項、第78条第1項、第90条第3項、 第109条第1項・第2項、第133条、第144第1項 	
廃止又は縮減の理由	本特例措置は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律が制定された平成20年度に創設され、その後、同法に基づき、協議会が組織され、平成20年10月には16地域、平成21年4月には14地域の観光圏整備実施計画が認定されたところである。 しかしながら、これまでの間に本特例措置の適用実績は無く、税制特例措置の合理性、有効性、相当性の観点から見直した結果、廃止することとした。	
増収見込額	2.5（単位：百万円）	